8　施行期日

この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布の日から施行することとした。

◇**裁判所職員定員法の一部を改正する法律**（法律第一一号）（法務省）

1　判事の員数を六五人増加することとした。（第一条関係）

2　判事補の員数を二〇人減少することとした。（第一条関係）

3　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一二号）（内閣府本府）

1　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、平成二七年三月三一日までとすることとした。（附則第一条第二項関係）

2　関係都道府県知事による地震対策緊急整備事業計画の策定の義務付けを廃止することとした。（第二条第一項関係）

3　公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、改正前は二分の一とされていた国の負担割合を三分の二とすることとした。（別表第一関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律**（法律第一三号）（財務省）

1　暫定関税率等の適用期限の延長等

平成二二年三月三一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する等所要の改正を行うこととした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

2　水際取締り強化等のための罰則水準の見直し

㈠　輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を輸入する罪及び輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪に係る罰則水準を引き上げることとした。（関税法第一〇八条の四、第一〇九条及び第一〇九条の二関係）

㈡　関税を免れる等の罪に係る罰則水準を引き上げることとした。（関税法第一一〇条関係）

㈢　密輸貨物の運搬等をする罪に係る罰則水準を引き上げることとした。（関税法第一一二条関係）

3　認定事業者（ＡＥＯ）制度の整備

保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備することとした。（関税法第五二条の二及び第七九条の三関係）

4　この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律**（法律第一四号）（財務省）

1　株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加することとした。

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律**（法律第一五号）（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正関係

1　一般被保険者の要件の見直し

雇用保険の適用除外の範囲を三一日以上雇用されることが見込まれないこと等とすることとした。（第六条関係）

2　一般被保険者の要件の見直しに伴う改正

㈠　被保険者であって、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く。）を短期雇用特例被保険者とするものとした。（第三八条関係）

㈠　四箇月以内の期間を定めて雇用される者

㈡　一週間の所定労働時間が二〇時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満である者

㈡　日々雇用される者又は三〇日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して三一日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないこととした。（第四二条及び第四三条関係）

3　特例対象者に係る特例

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、二年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において遡及可能な二年を超えて遡及して適用できることとした。（第一四条及び第二二条関係）

二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

1　特例納付保険料の納付等

二年を超える遡及適用の対象となった者を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、保険料の徴収時効である二年経過後においても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨することとした。（第二六条関係）

2　雇用保険率に関する暫定措置

現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策の実施に必要な財源を確保するため、平成二二年度における雇用保険二事業の保険料率については、弾力条項の規定は適用せず、原則の千分の三・五とすることとした。（附則第一一条関係）

三　特別会計に関する法律の一部改正関係

雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができる暫定措置を講じることとした。（附則第二〇条の三関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**介護保険法施行法の一部を改正する法律**（法律第一六号）（厚生労働省）

1　介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して講じられている施設介護サービス費等に係る経過措置について当該経過措置の期間を当分の間延長することとした。（第一三条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一七号）（内閣官房）

1　国は、北朝鮮当局によって拉致された被害者であって帰国したもの及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、一〇年を限度として、毎月、支給することとした。（第五条第一項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律**（法律第八号）（文部科学省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律における「高等学校等」、「公立高等学校」及び「私立高等学校等」を定義することとした。（第二条関係）